

平成二十二年十一月十五日提出  
質問第一六五号

海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突した際の映像をインターネット上に流出させた第五管区海

上保安本部海上保安官の宿泊先等に関する質問主意書

本年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その詹船長を処分保留として釈放することを発表した。詹船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。本年十一月四日より、詹船長が巡視船に衝突する様子を録画した映像が動画サイト「ユーチューブ」に投稿されていると話題になり、同月十日、第五管区海上保安本部の海上保安官（以下、「保安官」という。）が、自ら投稿したことを上司に名乗り出ている。右を踏まえ、質問する。

一 「保安官」は現在、捜査当局による取調べを受けていると承知するが、右はいつから始まり、また一日のうち何時から何時まで行われているのか明らかにされたい。

二 本年十一月十三日の朝日新聞に、「食事は弁当、庁舎で寝泊まり」との見出しの記事が掲載されている。その中に、「海保関係者によると、保安官は、法務省の出先機関なども入る十一階建て神戸第二地方

合同庁舎の八階にある五管の一室で三日間、任意の調べを受けた。食事は弁当が届けられ、夜は庁舎内でシャワーを浴び、宿直部屋で眠る生活という。私用の携帯電話は使用可能で、家族とも連絡は取り合えたが、面会はしていなかった。」旨の記述がある。また同月十四日の朝日新聞に、「聴取中の本人が会見？ 五管が準備、結局中止 政権への影響 保安庁が心配」との見出しの記事が掲載されている。その中に、「結局、深夜になって会見の中止が伝えられ、保安官は五管本部に泊まった。会見の調整をしていた五管幹部は『泊まるのは本人の意向。本人は捜査の対象で、会見はあり得ない』と強調した。」旨の記述がある。「保安官」が第五管区海上保安本部に寝泊まりしているという事実はあるか。あるのなら、いつからいつまで宿泊しているのか明らかにされたい。

三 第五管区海上保安本部として、どのような場合に職員が同本部に寝泊まりすることを認めているのか。

四 「保安官」が第五管区海上保安本部に宿泊した際、超過勤務手当は支払われているか。

五 「保安官」に食事が届けられているという事実はあるか。あるのなら、それに係る経費はどこから支出されているのか説明されたい。

六 「保安官」が第五管区海上保安本部に宿泊したことは、同本部による職務命令を受けてのことか。

七 予防拘禁の定義如何。

八 「保安官」が第五管区海上保安本部に宿泊したことは、予防拘禁に該当するのではないのか。  
右質問する。